

## 校則見直しの取組方法

学校において検討委員会等の校則に関する検討を行う校内組織を設置し、毎年度、組織的かつ計画的に見直しが行われる体制づくりを行う。また、見直し手続きを明文化して周知し、生徒や保護者、地域と連携して行う。具体的な見直しについては以下の方法とともに、別紙のフローチャートを基に進めていく。

### ① 生徒が考える機会の設定

学校の学校生活のルールやきまり、校則について生徒に主体的に考えさせる機会を設けるため、学級活動や生徒会活動等の場において、話し合う活動を適宜行う。

### ② 保護者・地域からの意見聴取

保護者や地域の意見が見直しに反映されるよう、学校評価の項目に必ず学校生活のルールやきまり、校則についての事項を設定する。また、学校運営協議会等を通して、見直した内容について協議を行う。

### ③ 生徒や保護者、地域との共通理解

見直した内容については速やかに生徒、保護者に知らせるとともに、学校ホームページ等に掲載して、地域への周知も図る。

## 校則見直しの校内体制づくり

